

整理番号	1-1
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年4月3日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202304200006940004130400148

2023年4月3日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年4月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝2丁目6番
 長谷工コビル
 組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とヤ-1304号室 区分所有者 蒲生徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条 (契約車輛)
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 一 所有者, 二 車名 (愛称), 三 年式, 四 自動車登録番号, 五 総排気量, 六 全長, 七 車幅, 八 重量. Includes handwritten values and a stamp.

第3条 (使用目的)
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間)
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、この日をもって更新する。

第6条 (使用料)
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (譲渡、転貸等の禁止)
乙は、専ら甲の許可なく、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)
契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

ヤ-1304号室 蒲生徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車場の使用
一 駐車場の使用契約によって登録されている車輛以外の車輛を駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ることを要すること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク、車庫として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環状交差点、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、音響の使用を避けること
五 深夜、早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の使用時その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械式操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人が入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと、台の中央部に入れ車止めにて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車輛等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること、ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 20-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年4月3日	支出額	2,500円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄 ③政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分)			

現金用

振込金受取書 (兼手数料受取書)

・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 5年4月3日 振込指定期日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号 金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 5,000 円 手数料(税込) 円

お受取人 深谷 顕史 様へ

ご依頼人 フカヤケンシ 様から 電話記号 049-236-2566 必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14



いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店	印紙税申告納付につき川越 税務署承認済	現金類					
		未決済小切手	枚				
		貯金振替					

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月10日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満2年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	11-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年5月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(5月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202305220006940004130400392

2023年5月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料

2023年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝2丁目8番1
 長谷工建設株式会社
 組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙 (区分所有者)

戸名 蒲生 徳明

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) と ユー・ゾロ号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	
2条 (契約車種)	
乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	
二 車名 (愛称)	
三 年式	
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸	全長 339 mm 全幅 1577 mm 全高 1622 mm
七 車輛重量	1080 Kg

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車種の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止を命ずることができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までである。

第6条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (請求、転貸等の禁止)

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに二重提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を撤出し、駐車場に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しない。直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を敬慮すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早期の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は終日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 4 事故等の処置
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険への加入に努めること
 - 4 機械式駐車場操作キー
 - 一 機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
 - 二 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 42-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年5月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日 5年5月2日 振込指定日 年 月 日 振込方法 電信 文書

金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 5,000

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 9 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ お振込先

ご依頼人 フカヤケンシ 様から 印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

フリガナ お依頼人

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	24-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年6月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)
----	--

領収書等貼付欄	
⑤ 蒲生徳明	

領 収 書

四番館

1304 号室

202306190006940004130400413

2023年6月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィンティ草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝 2丁目6番地
 長谷工
 組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-300号室区分所有者 菅生徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	
第2条（契約車種）	
乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	菅生 徳明
二 車名（愛称）	アムール
三 年式	
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車種重量	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、乙を中止させることができる。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。
[契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会決議事項に従って変更される。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,000の円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（敷設、転貸等の禁止）
乙は、専ら乙の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を撤出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

19年6月15日
甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本
乙（区分所有者） ヤ-300号室 氏名 菅生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
- 1 駐車車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種は駐車しないこと
 - 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
 - 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、前後区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 乗降安全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は禁日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 八 事故等の処置
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- (機械式駐車装置を使用する際の追加遵守事項)
- 1 機械操作
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 三 装置内には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
 - 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
 - 3 使用上の注意
 - 一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用上の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車種等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
 - 4 機械式駐車装置操作一
 - 一 管理組合から貸与された機械式駐車装置操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
 - 二 機械式駐車装置操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 58-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年6月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

依頼日 05年06月01日 振込指定日 年 月 日 振込方法 電信文書

▼金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協 ▼店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先 店(所)

お受取人 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 不要 5,000 円 手数料 (税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

お振込先 カナ文字のお名前

ご依頼人 フカヤケンシ 様から 電話 049-236-2566

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
 この振込金受取書 (兼手数料受取書) 振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 ●
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 ●
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 98—1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年6月6日	支出額	10,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(4月分、5月分、6月分、7月分) (按分計算式 1か月5,000円×1/2=2,500円) (2,500円×4か月分=10,000円)		

領収書等貼付欄

① 令和5年6月6日

② 政務活動専用車両 駐車場使用料(4月分、5月分、6月分、7月分) ②
1か月
5,000円

⑤ 権守 幸男

5年 2 月分

5年 3月 2日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

5年 3 月分

5年 3月 2日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

5年 4 月分

6日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

5年 5 月分

5年 6月 6日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

5年 6 月分

5年 6月 6日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

5年 7 月分

5年 6月 6日

受取 **美咲園**
埼玉県春日部市藤塚339
TEL (048) 735-1457

駐車場所賃貸借契約書

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 権守 幸男 を乙として駐車場所の賃貸借について左記条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃貸借の期間は令和四年六月十一日から令和六年六月十日までの二(二)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃貸料の保証金として金 五千 円を支払うものとし、賃貸料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によって後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又は乙の違約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一ヶ月金 五千 円也とし、(一)ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名()支店・口座No. ()名義()、但し、賃貸借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃貸借額に比較して不相当になった場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転貸してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙が乙の顧客、取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車両の通行が妨げられた場合には駐車場所の乙の車両に立入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を厳守するものとする。
 - 一、乙の使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
 - 二、入口、通路等共用部分に駐停車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
 - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発生する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
 - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を変更しない。
 - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
 - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所の乙の車輛の管理は乙の責任において行われ、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃貸場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し怠った時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めたときは甲は自ら乙の車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となった場合は、甲が乙に対し二ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所 [] 甲 (美咲園)

住所 春日部市藤原三丁目三三三 乙 権守 幸男

住所 [] 連帯保証人

車輛番号

トヨタ ルーミー(シルバー)

整理番号	33—1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年7月3日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤ 蒲生徳明			

領 収 書
四番館
1304 号室
202307210006940004130400409
2023年7月3日
蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2023年7月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝 2丁目6番1
 長谷工建設
 組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

18年6月15日

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とノー1304号室区分所有者 浦生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者	浦生 徳明
二 車名（愛称）	サブワゴン
三 年式	11年
四 自動車登録番号	06561
五 総排気量	839 mm ³
六 外輪距	1470 mm
七 車種重量	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、この期間満了後、甲が乙に再契約を要する旨を通知しない限り、この期間満了の日から1ヶ月前まで自動的に更新されるものとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額1,000円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（飲酒、転貸等の禁止）
乙は、酒田の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 栗本

乙（区分所有者）

ノー1304号室 氏名 浦生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車種
 - 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
 - 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
 - 一 場内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 乗換係金、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転を避けること
 - 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
 - 一 使用時間は平日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車種には必ず乗降し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 カタリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
 - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（本駐車場使用にあたっての追加工事項）

- 1 撤去作業
 - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車種の大ききおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積込み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
 - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めにて当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
 - 一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
 - 二 安全装置および使用の都合上、ブレーキを常時下げておくこと
 - 三 集中電源、蓄音その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車種の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保護等への加入に努めること
- 4 撤去した車種撤去
 - 一 管理組合から貸与された撤去した車種撤去キーを自己責任で使用できなくなつたときは直ちに返還すること
 - 二 撤去した車種撤去キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 83-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年7月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 05年07月03日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円

5,000円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

9

様へ

ご依頼人 プリガチおなまえ フカヤケンシ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

深谷 顕史 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店



印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 52-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年8月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202308230006940004130400397

2023年8月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

但し 駐車場使用料

2023年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

グイ・シティ草加管理組合

株式会社 長谷工務店
東京都港区芝 2丁目8番1号
長谷工務店
組合会計1部 0120-009-226

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とエー・ゾク号室区分所有者 浦生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

Table with 2 columns: 甲 (管理組合) and 乙 (区分所有者). Includes fields for 住所, 車名, 型式, 自動車登録番号, 総排気量, 寸全長, 寸全幅, 寸全高, 重量.

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。
第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (敷設、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。
第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。
第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。
第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項) 本契約は、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
18年6月15日
甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本
乙 (区分所有者) エー・ゾク号室 氏名 浦生 徳明

1 登録車輛
(駐車場使用にあたっての遵守事項)
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛を駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時反置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および除行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、音響の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置内では、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中管理、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場の操作
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 113-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年8月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 05年08月02日 振込指定日 年 月 日

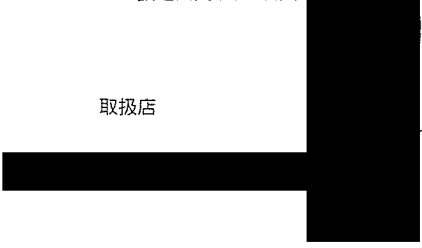
お振込方法 電話 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
	店(所)		
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 不要 十 億 千 万 百 十 万 万 千 百 十 一 5,000円
	フリガナおなまえ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	手数料(税込) <input type="checkbox"/> 円	手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
様へ			

ご依頼人 フリガナおなまえ 深谷 顕史 様から 電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おところ 〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。





印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	39-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年9月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤ 蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202309210006940004130400395

2023年9月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工
 東京都港区芝2丁目6番1号
 長谷工
 組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とソノゾク号室 区分所有者 蒲生徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条 (契約車種) 乙が駐車する車種は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 一 所有者 (蒲生 徳明), 二 車名 (愛称) (ソノゾク), 三 年式 (11年), 四 自動車登録番号 (06561), 五 総排気量 (339 mm), 六 外寸全長 (147 mm), 七 車輻重量 (1080 Kg)

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輻の変更) 乙は、第2条記載の車輻以外の車輻を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月18日までとし、これを中止させることができる。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日まで、使用料を支払うものとする。

第7条 (譲渡、転貸等の禁止) 乙は、事田の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輻の駐車中もしくは入庫中に、当該車輻または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中または積載物等に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輻を撤出し、駐車場に甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 外-130号室 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車車輻
一 駐車場使用契約によって登録されている車輻以外は駐車しないこと
二 登録されている車輻の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輻以外の車輻を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輻の行動に支障のないよう留意すること
四 緊急停止、緊急回避のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輻の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かにすること
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輻には必ず施設、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輻等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輻の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な中で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入らず止めに当てて駐車し、ハークキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輻が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、エレベーターを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輻等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輻保険等への加入に努めること
四 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 133-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	令和5年9月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円 × 1/2 = 2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日	05年09月07日	振込指定日	年 月 日	お振込方法	電信 文書
お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。		農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	
お受取人	貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	金額	¥記号
	フリガナおなまえ	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	様へ	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	不要
手数料(税込)			円	9	
手数料徴収区分			円	1. 即納 2. 後納 9. 不要	
ご依頼人	フリガナおなまえ		おこしる	お電話	
	深谷 顕史 様から		〒350-0015	049-236-2566	
				必ずご記入ください。	
				川越市今泉 88-14	

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店



印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を即時消し、小切手は、権利保全の手続をしないで本店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 23 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 53-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年10月2日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202310230006940004130400361

2023年10月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィンティ草加管理組合
(印)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝区立石4丁目
長谷工コ
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とナンバー1304号車 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(駐車区画)
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 2 columns: Item (e.g., 一 所有者, 二 車名), Value (e.g., 蒲生 徳明, サマ, 16号). Includes vehicle specifications like 四 自動車登録番号, 五 総排気量, 六 全長, 七 車重.

第3条(使用目的)
乙は、第1条記載の駐車区画を、第6条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条(車輛の変更)
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条(契約期間)
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日まで(前日まで)の前日までとする。

第6条(使用料)
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条(禁煙、転貸等の禁止)
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条(甲の責任範囲)
契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条(乙の責任範囲)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条(解約の申し入れ)
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条(契約終了時の明渡し義務)
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に明け渡さなければならない。

第12条(契約の解除)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条(その他特約事項)

第14条(駐車場使用にあたっての遵守事項)
1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛は駐車しないこと

二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと

四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと

二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること

四 雨降保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転運転や空ふかし、音響の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意
一 使用時間は禁日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと

三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず旋回し、貴重品は車内に放置しないこと

六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと

二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 乙-1304号車 氏名 蒲生 徳明

整理番号 149-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年10月2日	支出額	2,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分)

現金用

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日	05年10月02日	振込指定日	年 月 日	お振込方法	電信文書
お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。農協 信連 銀行 信金 信組 漁協		▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。		
お受取人	貯金種目	口座番号	金額	手数料(税込)	手数料徴収区分
	普通 当座 貯蓄 他	(左づめ)	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	円	1. 即納 2. 後納 9. 不要
	フリガナおなまえ	フリガナおなまえ	様へ		
ご依頼人	フリガナおなまえ	フリガナおなまえ	様から	おとこ	お電話
	フカヤケンシ	深谷 顕史	様から	〒350-0015	049-236-2566
					必ずご記入ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。れたか分かるよう

※ 按分した場 宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

取扱店

付につき川越
税務署承認済

現金類				
未決済小切手	枚			
貯金振替				

駐車場貸借契約書

平成 23 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 78-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年11月1日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202311200006940004130400359

2023年11月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィンティ草加管理組合

(管理代行)
株式会社 長谷工コ
東京都港区芝2丁目6番
長谷工芝二番
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）と乙（以下「乙」という）との間で、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。		
一 車名（愛称）	[Redacted]		
二 車種	[Redacted]		
三 年式	[Redacted]		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.65L	mm	
六 外寸全長	339	mm	
七 外寸全幅	147	mm	
八 外寸全高	162	mm	
九 車重	1,020	kg	

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛以外の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日まで日算とする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条（敷金・保証等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

78-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
姓名 柴本 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 登録車輛
 - 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外に駐車しないこと
 - 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
 - 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
 - 自転車、バイクを置場として使用しないこと
 - 場内での運転マナー
 - 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 歩行者優先および徐行を徹底すること
 - 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
 - 深敷保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
 - 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
 - 使用上の注意
 - 使用時間は禁日とすること
 - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
 - 場内は禁煙とすること
 - 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
 - 事故等の処理
 - 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- （機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）
- 機械式操作
 - メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
 - 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
 - 駐車方法
 - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めにて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 急停止、急発進はしないこと
 - 使用上の注意
 - 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 集中案内、警告その他、天候地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による困難等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
 - 機械式駐車場操作キー
 - 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用でなくなつたときは直ちに返還すること
 - 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 164-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年11月1日	支出額	2,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 05年11月01日 振込指定日 年 月 日

お振込方法 電信文書 紙幣

お振込先 金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円

手数料 (税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ 様へ

ご依頼人 フカヤケンシ 様から

フリガナ おなまえ 深谷 顕 丈 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おとこ 350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

※ 按分した... 算方法を余白に記入すること。

取扱店



印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	吉敷 喜久男	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 107-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年12月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(12月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤蒲生徳明			

領 収 書 四番館 1304 号室 202312200006940004130400353

2023年12月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書 印紙税法 第5条1項 (別表1.17 -2による)	但し 駐車場使用料 2023年12月分 上記の金額、正に領収いたしました	ヴイ・シティ草加管理組合 (管理代行) 株式会社 長谷工コンクリート 東京都港区芝2丁目6番1号 長谷工業ビル内 組合会計1部 0120-009-226
---	--	--

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

頭至後名 葉 明

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) と 乙 (区分所有者 葉 明) とが管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 駐車区画 No., 一 所有者, 二 車名 (愛称), 三 年式, 四 自動車登録番号, 五 総排気量, 六 外車重量, 七 全重量. Includes handwritten values and a signature '葉 明'.

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 乙は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、甲を中止させることができる。

第6条 (使用料) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。

第7条 (敷設、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴 本

乙 (区分所有者) 葉 明 氏 1306号室

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車場所
一 駐車使用契約によって登録されている車輛以外の車輛は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置き置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
五 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正しく駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 盗難防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
六 使用上の注意
一 使用時間は休日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
八 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

1) 事故処理

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
三 設置には、車以外の物を乗せないこと
四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 設置の作動中は、危険なため設置内に入らないこと

2) 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
三 使用上の注意
一 車輛が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、警音その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること

4) 機械式駐車場操作手続

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用がなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 185-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年12月1日	支出額	2,500円
-------	-----------	-----	--------

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)
----	---

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

お依頼日 05年12月01日 振込指定日 年月日

お振込方法 現金 電信 文書 電話

▼金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協・信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

回数番号

金額 ¥記号 10億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

手数料 (税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナおなまえ

フリガナおなまえ フカヤケンシ

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おとごる 深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。



この振込金受取書(兼手数料受取書)ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

※ 按分した場合は、印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

この「手数料受取書」は、インボイスに対応していません

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 105-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年1月4日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤ 蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202401230006940004130400383

2024年1月4日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2024年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴァイ・シティ草加管理組合

(管理代行) 株式会社 長谷工
東京都港区芝北目6丁目
長谷工 組合
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) と 2-1304号室 区分所有者 蕭生徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 駐車区画 No., 車名 (愛称), 式, 自動重量, 総排気量, 全長, 全幅, 全高. Values include 0.65, 339, 1.80, 1.62, etc.

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (敷金、転賃等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

105-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 2-1304号室 蕭生徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛は駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四角保安全、発着防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警音の使用を避けること
- 五 夜夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 使用時間は終日とする
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 場内は禁煙とする
- 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- カリウム等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 事故等の処理

1 撤去作業
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して撤去に促すこと
- 他車輦等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等管理組合へ申し出ないこと

2 駐車方法

- メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車輦の大きさおよび重量は、差箇の積載限度を超えないものとする
- 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと

1 緊急停止、急発進はしないこと
- 急停止、急発進はしないこと
- 使用上の注意
- 車輦が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による処理施設の浸水等に起因する車輦等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輦保険等への加入に努めること

4 撤去した駐車場操作キー

- 管理組合から貸与された撤去した駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
- 撤去した駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届けて再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 22/-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年1月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日	6年1月4日	振込指定日	6年1月4日	お振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電信文書
お振込先	金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください		農協 信連 銀行 信金 信組 漁協		
お受取人	貯金種目	口座番号	金額	手数料 (税込)	手数料徴収区分
	普通 当座 貯蓄 他	(左づめ)	¥記号 不要 10億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	0,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
ご依頼人	フリガナ おなまえ		フリガナ おなまえ	お電話	
	フカヤケンシ		深谷 顕史	049-236-2566	
	様へ		様から	〒350-0015	川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

※ 按分した場
印紙税申告納
お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。



取扱店

付につき川越
税務署承認済

現金類
未決済小切手 枚 2
貯金振替
この「手数料受取書」は
インボイスに対応していません

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 106-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年2月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円 × 1/2 = 5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤ 蒲生徳明			

領収書

四番館 1304 号室

202402210006940004130400360
2024年2月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
 印紙税法
 第5条1項
 (別表1.17
 -2による)

但し 駐車場使用料 2024年2月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
 (管理代行)
 株式会社 長谷工 3004
 東京都港区芝2丁目6番1
 長谷工芝二館
 組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とセーノゾウ号室 区分所有者 須藤 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 一 所有者 (須藤 徳明), 二 車名 (愛称) (セーノゾウ), 三 車式 (セーノゾウ), 四 自動車登録番号 (06561), 五 総排気量 (339 mm), 六 全長 (147 mm), 七 全幅 (162 mm), 八 全高 (162 mm), 九 全重 (1080 kg)

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月5日から19年6月18日までとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (返還、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権限の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合は、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

106-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) セーノゾウ号室 区分所有者 須藤 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四角検保、発着防止のため、エンジン、アイドリング、エンジンの高回転や空ふかし、警告の使用を避けること
- 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は終日とする
- 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進で行うこと
- 場内は禁煙とする
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械式操作
- 1 マーカークの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 2 車庫の大きさおよび重量は、車庫の積載限度を超えないものとする
- 3 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 4 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
- 5 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 6 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
2 駐車方法
- 1 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に駐車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 2 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 1 車庫が蒸気と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 2 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 3 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
- 1 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用し、使用後返すこと
- 2 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 240-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年2月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分)

振込金受取書(兼手数料受取書)

現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日	6年 2月 2日	振込指定日	令和6年 2月 2日	お振込方法	電信 文書
お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。農協 信連 銀行 信金 信組 漁協		▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。		
お受取人	貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	金額	¥記号 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一
フリガナおなまえ	フリガナおなまえ			5,000円	手数料(税込) 円
ご依頼人	フリガナおなまえ	フカヤ ケンジ	お電話番号	049-236-2566	必ずご記入ください。
取扱店	付につき川越	税務署承認済	現金類	未決済小切手	貯金振替

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

※ 振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

取扱店

付につき川越
税務署承認済

現金類	未決済小切手	貯金振替
	枚	

この「手数料受取書」は
インボイスに対応しておりません

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 / 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 136-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年3月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館
1304 号室

202403220006940004130400379

2024年3月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2024年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号
長谷工
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）と〒130-0494 葛飾区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	11
第2条（契約車種）	乙が駐車する車種は次のとおりとする。
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	アッパ
三 自動車登録番号	11
四 自動車登録番号	0,656-1
五 総排気量	339 mm
六 外寸全長	4,710 mm
七 車幅重量	1,080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、この期間満了後、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、甲は中止させることができる。

第6条（使用料）
契約期間更新等に関する特別本マンションの管理規約、諸規則ならびに所在地集会所管理規約に基づき、使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日まで、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（賠償、秘匿等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を抜出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

136-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
外-1304号室 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車場使用規約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 2 自転車、バイク等として使用しないこと
場内での運転マナー
場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
歩行者優先および歩行を優先すること
- 3 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
4 探検保安、騒音防止のため、政要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
- 5 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 6 使用上の注意

- 1 使用時間は禁日とすること
駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 2 場内は禁煙とすること
- 3 飲酒・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 4 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 5 刃物等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 6 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 7 事故等の処理
- 8 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
9 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の事件等を管理組合へ申し出ないこと

（但し駐車場を使用する際の追加遵守事項）

- 1 撤去操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車庫の大きさおよび重量は、車庫の積載限度を超えないものとする
三 重量には、車以外の物を乗せないこと
四 重量内では、荷物の積み下ろし、持ち上げを行わないこと
五 重量の操作は、重量内に人がいないことおよび重量範囲が安全であることを確認してから行うこと
六 重量の作動中は、危険な作業は行わないこと
- 2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
一 車庫が設置と接触したときおよび重量に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損害の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
- 4 撤去・駐車場操作
一 管理組合から貸与された場合は、駐車場操作キーを自己責任で管理し使用できなくなったり直ちに返還すること
二 撤去式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 263 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

Table with 2 columns: 経費区分 (Expense Category) and 番号 (Number). Categories include 調査研究費, グループ活動費, 広聴・広報活動費, 要請・陳情等活動費, 広報費, 経常的経費, 人件費, 事務所費, 事務費, 資料購入・作成費, 交通費. Number 7 is circled.

Table with 4 columns: 支出年月日 (2024.03.01), 支出額 (2,500円), 用途 (政務活動費専用車両の駐車場使用料), and 備考 (※ 政務活動費を充当した金額を記載).

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分)

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日 06年03月07日 振込指定日 02年01月01日 お振込方法 電信 文書

お振込先 金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協 店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 口座番号 (左づめ) 金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 手数料 (税込) 円
手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

ご依頼人 フカヤケンシ 深谷 顕史 様から おこし 049-236-2546 必すご記入ください。 = 350-0015 川越市今泉 88-14



いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
※ 振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

Table with 2 columns: 現金類, 未決済小切手, 貯金振替. Includes text: この「手数料受取書」はインボイスに対応していません。

263-2

駐車場貸貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	